

新潟市南区まちづくりアドバイザー設置要綱

(設置)

第1条 新潟市南区の伝統・文化など、区の特色を活かしたまちづくりの推進に向け、区の施策や課題に関し、専門的知見からの助言を得るため、新潟市南区まちづくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「まちづくり」とは、「区ビジョン・まちづくり計画」など、政策全般を推進するうえでの指針をいう。

(委嘱)

第3条 市長は、地域のまちづくりに関する優れた識見及び専門知識を有する者を必要に応じて、アドバイザーとして委嘱する。

(職務)

第4条 アドバイザーの職務は、次のとおりとする。

- (1) 区ビジョンまちづくり計画など、区のビジョン・計画に関する提言・助言
- (2) 区の事業・施策に関する提言・助言
- (3) その他、区のまちづくり全般に関する提言・助言

(任期)

第5条 アドバイザーの任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、再任を妨げない。

(解嘱)

第6条 市長は、心身の故障その他特別の理由があると認めるときは、アドバイザーを解嘱することができる。

(守秘義務)

第7条 アドバイザーは、職務上知り得た事項の一切について秘密を守らなければならない。その職務を退いた後も、また同様とする。

(報償費の支給)

第8条 市長は、依頼時間に基づきアドバイザーに報償費を支給する。

(庶務)

第9条 アドバイザーに関する庶務は、新潟市南区役所地域総務課において処理する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。